

令和5年6月29日(木)

第1回事業評価委員会 **資料8**

第8次総合計画策定事務局

第8次多治見市総合計画

第1部 基本構想(原案)

第1部 基本構想

第1章	基本構想の全体像	P 1
第2章	総合計画の構造	P 2
	1 計画の目的・体系・策定方針		
	2 計画期間		
	3 進行管理		
第3章	第8次総合計画策定の背景	P 4
	1 国の現状		
	2 多治見市の現状と課題		
第4章	30年先を見据えた長期ビジョン	P 9
	1 まちづくりのビジョン		
	2 人口ビジョン		
第5章	まちづくりの基本方針	P 13
	1 第8次総合計画で目指すまちの姿		
	2 政策の柱		
	3 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組		
第6章	財政の見通し（今後作成予定）	P 17
	1 計画的な財政運営		
	2 計画期間内における財政判断指数		

第1章 基本構想の全体像

30年先を見据えた長期ビジョン

「多治見らしさ」を育み
市民が誇れる魅力に満ちたまち 多治見

「多治見らしさ」 = 多治見の魅力や特長

- ・生活利便性と自然環境が調和するまち
- ・美濃焼の伝統を引き継ぎ、発展し続けるまち
- ・子育てしやすいまち
- ・中心市街地も郊外地域も住みやすいまち
- ・都市間の交通アクセスに優れたまち
- ・市民活動が活発なまち

R6(2024)～R13(2031)
第8次総合計画

R14(2032)～R21(2039)
第9次総合計画

R22(2040)～R29(2047)
第10次総合計画

R30(2048)～R37(2055)
第11次総合計画

第8次総合計画で取り組む、目指すまちの姿

市民が主役！躍動するまち多治見

子育て世代が選び、
住み続けたいくなる
まちづくり
【子育て・教育】

にぎわいを生み出す
まちづくり
【産業・経済】

元気で安心して
暮らせるまちづくり
【保健・医療・福祉・
防災・防犯】

多様なつながりで、
豊かな暮らしを育む
まちづくり
【市民活動・文化・スポーツ】

持続可能で快適に
暮らせるまちづくり
【都市基盤・環境】

行財政改革の推進 【行財政運営】

第2章 総合計画の構造

1 計画の目的・体系・策定方針

総合計画は、多治見市市政基本条例に基づき、市政を総合的かつ計画的に運営するために策定する本市の最上位の計画であり、各政策分野の個別計画は総合計画との整合性を考慮して策定しています。

また、本市では、予算編成をはじめとする財政運営も総合計画に基づいて行うため、計画的で健全な財政を担保する役割も担います。

総合計画は、目指すまちの将来像を定める「基本構想」、それを実現するための事業を定める「基本計画」、その具体的な進め方を示す「実行計画」で構成されています。(図1)

第8次総合計画の策定にあたっては、第8次総合計画策定方針に則り、従来の総合計画と同様、市民による策定委員会をはじめ、さまざまな市民参加の機会を設けました。この総合計画を市民と議会と行政が共有し、共に実行することで、目指すまちの将来像を実現します。



図1 総合計画の体系

【第8次総合計画策定方針】

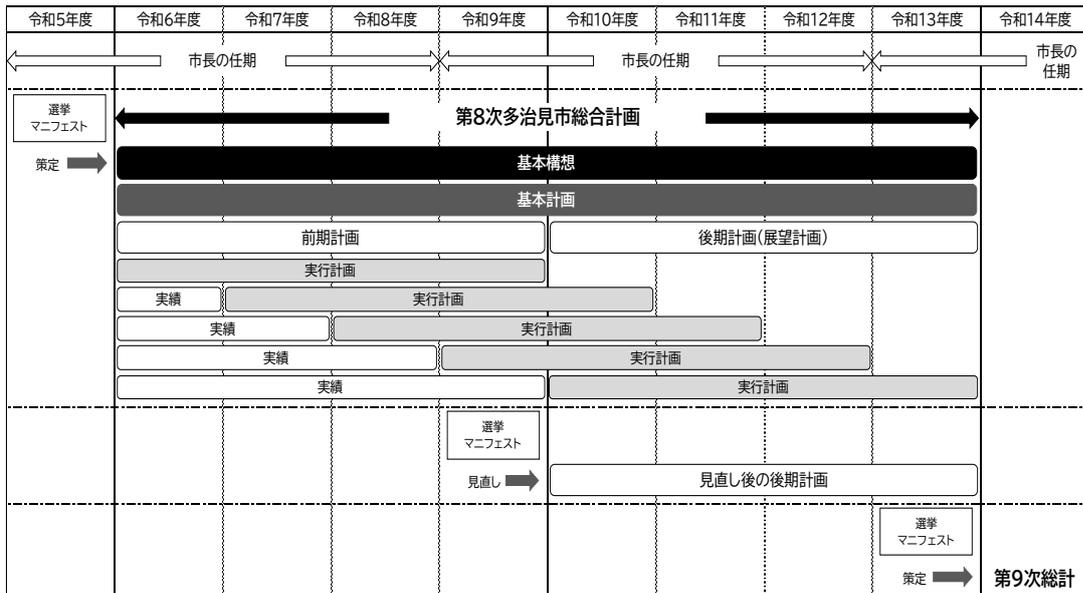
- (1) 人口減少社会においても、持続可能で元気なまちの実現に向け、計画を策定します。
- (2) 多様な市民・団体の声を聴き、広角的な視点で議論します。

2 計画期間

総合計画を構成する基本構想と基本計画は、その期間を8年間（令和6（2024）年度から13（2031）年度まで）としています。基本計画は、市長の任期と連動するように、前半4年間を前期計画、後半4年間を後期計画（展望計画）とし、市長マニフェストを通じて市民の政策選択が総合計画に反映される仕組みとなっています。そのため、市長の任期にあわせて総合計画の見直しを行います。

また、総合計画の実行・実現には財源の確保が必要であるため、実行計画は、市の財政計画（中期財政計画）との整合を図り、毎年度、翌年度以降の4年間分を作成しています。

【計画期間と市長任期との関係】



3 進行管理

総合計画を効率的かつ効果的に推進するためには、定期的な評価、見直しが必要です。「計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)」のPDCAサイクルに沿って進行管理を行い、予算編成を連動させることで、計画の実行性を高めます。また、有識者や市民等で構成される外部委員会（多治見市事業評価委員会）や市議会等において、毎年度、計画の進捗状況を検証・評価します。

第3章 第8次総合計画策定の背景

1 国の現状

(1) 人口減少、少子高齢化

我が国の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和35(2053)年に1億人、令和47(2065)年には9,000万人を下回る見込みであり、人口減少は既に現実の課題となっています。また、令和4(2022)年の出生数は明治32(1899)年の統計開始以降最少の79万9,728人(厚生労働省「人口動態統計」速報値)となる一方、65歳以上の高齢人口は平成12(2000)年の2,201万人から令和2(2020)年の3,602万人(令和4年版「高齢社会白書」)へ増加するなど、少子高齢化が急速に進んでいます。

少子高齢化と生産年齢人口の減少は、経済規模の縮小、労働力不足、国や自治体の税収減と社会保障費の増加等による行政サービスの低下だけでなく、一部の都市部を除いた地域では、民間の生活関連施設(小売店、飲食店、銀行や医療機関等)の減少につながる可能性があります。

(2) 社会経済状況の変化

令和2(2020)年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、医療・保健福祉に過大な負担を生じさせ、経済にも大きな影響を与えました。加えて、令和4(2022)年から続くロシアによるウクライナ侵攻、原材料の不足・価格高騰、円安の影響等により、日本全体が経済的に大きなダメージを受けています。

また、新型コロナウイルス感染症による外出や交流の制限は、文化・芸術やスポーツを楽しむ機会を減少させたほか、ライフスタイルや価値観の変化により進みつつあった地域コミュニティの希薄化や伝統文化の衰退、防災・防犯体制の弱体化等に拍車をかけた可能性があります。

(3) SDGs^{*1}やデジタル化に向けた動き

国連では、地球温暖化をはじめとする人類全体の課題に直面する中、平成27(2015)年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs)」を定めました。「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国・自治体・企業等が協力して取り組んでいく必要があります。

一方、情報通信機器の普及や多様化、デジタル技術の飛躍的な発展により、インターネット上の取引、キャッシュレス決済、テレワークの急速な普及、AIの活用による各種手続きやサービスの効率化、遠隔教育や遠隔医療の普及等があり、日常生活の利便性が大きく向上するとともに、地方移住への関心が高まっています。

国においては、この流れを踏まえ、令和4(2022)年6月に「デジタル田園都市国家構想^{*2}基本方針」を閣議決定しました。そこには、①デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上、②ハード・ソフト双方のデジタル基盤の整備、③デジタル人財の育成・確保、④誰一人取り残されないための取組という4つの取組方針が掲げられています。

※1 SDGs

Sustainable Development Goals の略称。2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するため、17のゴール・169のターゲットから構成されている。「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組む目標となっており、日本としても積極的に取り組んでいる。

※2 デジタル田園都市国家構想

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速するという構想。令和4（2022）年6月に、構想が目指すべき中長期的な方向性を提示するデジタル田園都市国家構想基本方針が、同年12月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5（2023）年度を初年度とした5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略が策定された。

2 多治見市の現状と課題

（1）多治見市の現状

本市は、中心部を土岐川が流れ、周辺を山々に囲まれた自然環境に恵まれたまちです。また、JR中央線・太多線、中央自動車道・東海環状自動車道が通るなど、交通アクセスにも優れています。更に、1,300年余りの歴史を誇る美濃焼や、それによって醸成された文化・産業も、本市の財産となっています。こうした背景と、これまでの都市計画・福祉・教育・医療・産業振興等のさまざまな施策の蓄積が、生活利便性と自然環境が調和した豊かな住環境を形成し、本市の発展につながっています。加えて、将来的には東京・名古屋間でリニア中央新幹線の開通が予定されており、東京へのアクセスが更に向上することが見込まれます。

しかしながら、次ページ以降で述べるように、本市の人口は平成12（2000）年をピークに減少に転じており、今後は更に少子高齢化が進み、人口が減少していくことが見込まれます。これにより、国の現状と同様に、行政サービスの低下、生活関連施設の減少、地域コミュニティの更なる希薄化が生じる可能性があります。

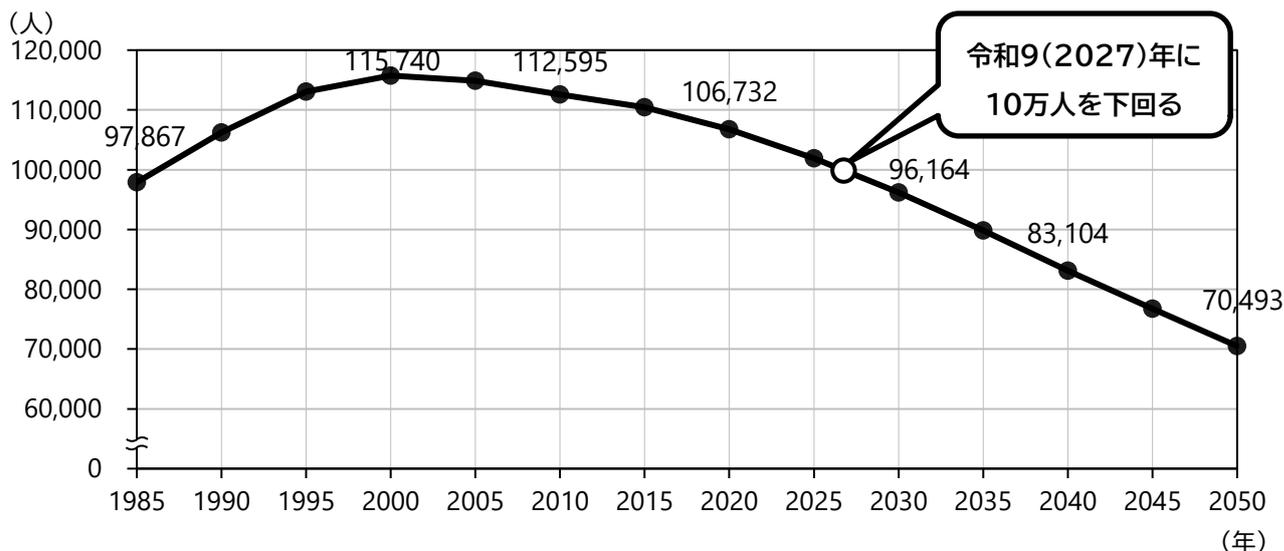
一方、情報通信機器の普及や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、テレワーク、オンライン会議等の普及が進んだことで、生活様式や行動様式の変化が見られます。

(2) 多治見市の人口の現状と将来推計

平成 12 (2000) 年の国勢調査において、115,740 人だった本市の人口は、令和 2 (2020) 年の国勢調査では 106,732 人と 20 年間で約 9 千人減少しました。今後、令和 32 (2050) 年には 7 万人程度になると推計され、令和 2 (2020) 年からの 30 年間で約 3 万人減少し、人口減少が加速していくことが予測されます。

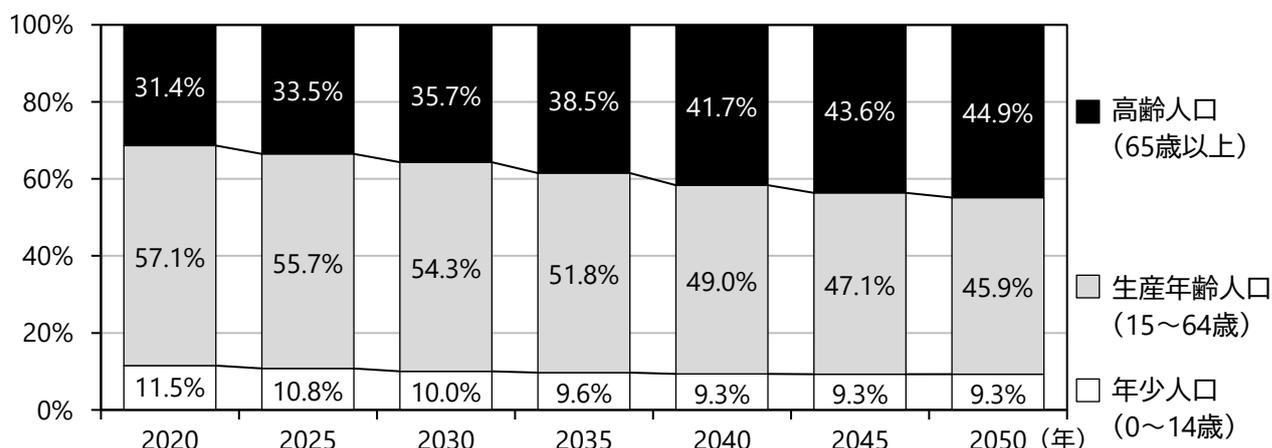
また、年齢別人口割合の推計では、令和 22 (2040) 年には生産年齢人口 (15 歳～64 歳) の割合が 5 割未満に減少し、高齢人口 (65 歳以上) の割合が 4 割を超えるため、更なる高齢化が進む見込みです。

図表 市全体の人口推計結果



出典：2020年までは「国勢調査」(総務省)の実数、2025年以降は推計値

図表 市全体年齢3区分(高齢・生産年齢・年少)人口割合推移



出典：2020年までは「国勢調査」(総務省)の実数、2025年以降は推計値

(3) 多治見市の課題

国と本市の現状を踏まえつつ、第8次総合計画において本市が取り組むべき基本的な課題を6点抽出しました。

① 年齢区分別にみた課題

ア 高齢者

高齢人口の割合は年々増加傾向にありますが、近年は健康寿命の延伸や介護予防への意識が高まっており、社会や地域で活躍する高齢者が多くみられます。

元気な高齢者が活躍できる場や機会をつくる（充実させる）ことが必要です。

イ 若者

生産年齢人口の中核を担い、まちの活力を支える若者は、「就職」や「結婚」を理由に転出する傾向があります。若い世代が「多治見に住みたい、住み続けたい」、「また多治見に戻ってきたい」と思えるよう、雇用の場の確保や住宅ストックの充実、仕事と子育ての両立に向けた環境整備など、まちの魅力を高める取組が必要です。

ウ 子ども

子どもの笑顔は、まちに元気をもたらします。引き続き、保育・幼児教育や学校教育の充実に取り組み、多治見で育つ子どもが自分のまちに誇りと愛着を持ち、未来に向かって大きく羽ばたいていけるよう、まち全体で子どもの成長を支えていくことが必要です。

② 地域コミュニティの維持

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域コミュニティの活性化や「共助」の意識向上、市民活動への支援を継続して行う必要があります。

③ 経済の活性化

経済の活性化には、各事業所が人財や設備、資産等を十分に活用し、生産性を高め、収益を上げることが重要です。そのために、まずは人財の確保・定着が必要です。また、中小企業支援を中心に、企業誘致や創業支援、観光誘客など、まちを活性化する取組を更に加速化する必要があります。

④ 円滑な移動の確保

円滑な移動の確保は、市民生活を支える上で非常に重要です。今後、人口減少が進みコンパクトなまちづくりを目指す中で、特に郊外地域での公共交通のあり方や、高齢者の移動手段の確保などの課題に取り組むことが必要です。また、渋滞対策への取組も国・県と協力して継続的に行う必要があります。

⑤ 人口減少下での公共施設の適正配置、公共インフラの適切な維持管理

公共施設や公共インフラの維持管理には多額の費用が必要です。人口減少や少子高齢化の中で、今ある公共施設全てをそのまま維持・更新していくことは難しいため、市全体からの視点と地域ごとの視点からみた今後残すべき機能を明確にしながら、計画的に公共施設全体の床面積を適正化していく必要があります。また、公共インフラは、人々の暮らしに必要不可欠なものです。今後、老朽化による修繕や更新が増加す

るなかで、財政や経営の健全性を維持することが必要です。

⑥ 健全な行財政運営、自治体 DX の推進

人口減少による市税の減収や高齢化による社会保障費の増加を視野に入れ、市税収入を増やす取組や行財政改革を積極的に行い、健全な財政を維持する必要があります。

また、行政サービスのデジタル化や職員の人財育成などにより自治体 DX を推進し、市民の利便性を高める取組を進めていくことが必要です。

第4章 30年先を見据えた長期ビジョン

1 まちづくりのビジョン

「多治見らしさ」を育み、市民が誇れる魅力に満ちたまち 多治見

本市には、豊かな自然、長い歴史を持つ美濃焼とそれにより育まれた文化、まちの発展に伴い形成されてきた生活利便性、人々のつながりなど、数多くの魅力や特長があります。それらを「多治見らしさ」として認識し、育むことで、まちへの愛着や誇りが生まれます。「多治見らしさ」を次世代へ引き継ぎ、課題解決の原動力とすることで、市民が誇れる魅力に満ちたまちを実現します。

多治見らしさ①:生活利便性と自然環境が調和するまち

本市は、商業施設、医療機関、子育て支援施設、福祉施設、主要な交通網など市民生活に必要な都市機能を一定の水準以上に備えており、快適で便利に生活することができます。特に、医療機関については一次医療が充実し、加えて二次医療、三次医療が整備されているなど、市民の安心につながっています。一方、市の中心部を東西に土岐川が流れ、四方は山々の緑に囲まれているなど、豊かな自然環境に恵まれています。生活利便性と自然環境が調和している良好な住環境が本市の魅力です。

多治見らしさ②:美濃焼の伝統を引き継ぎ、発展し続けるまち

地場産業としての美濃焼、その歴史とともに育まれた本市の文化は、世界に誇れる財産です。近年は、陶磁器意匠研究所での研究・人財育成、セラミックバレー構想^{※1}等、美濃焼の魅力の国内外への情報発信に注力しています。他方で、新たに企業誘致に取り組んだことにより、雇用の創出や地域経済への波及効果が生み出されており、両面から地域経済の発展が図られています。

※1 セラミックバレー構想

陶産地である多治見市、土岐市、瑞浪市、可児市を中心に、やきものの文化・歴史・産業をあらためて見つめ直し、地域に受け継がれてきたその価値を共有・発信することで地域のブランディングを図り、地域の発展につなげる取組のこと。

多治見らしさ③:子育てしやすいまち

本市は、保育園や幼稚園での受入体制だけでなく、子どもに関わる総合的な相談支援体制や子育て・子育てを支える環境が充実しています。駅北親子広場をはじめ、各小学校区には、児童館や児童センター、たじっこクラブ（放課後児童クラブ）が設置され、子育て・子育てを支援する環境を整えています。加えて、子どものよりよい習慣づくり推進たじみプランに基づく運動習慣・学習習慣・生活習慣の向上などの特色ある教育や活発な市民活動により、まちの財産である子どもの健やかな心と体を育てています。

多治見らしさ④:中心市街地も郊外地域も住みやすいまち

本市は、郊外の団地などへの人口流入に合わせて郊外地域の都市基盤を整備し発展してきました。近年は、JR多治見駅周辺で土地区画整理事業や再開発事業が実施されるとともに、にぎわい創出事業が展開されるなど、中心市街地が活性化しています。また、路線バス、コミュニティバスなどの公共交通に加え、地域あいのりタクシーなどのデマンド型交通が展開しています。生活利便性と自然環境の調和を背景に、さまざまな世代が住みやすいまちとして発展しています。

多治見らしさ⑤:都市間の交通アクセスに優れたまち

本市は、JR中央線により約30分で名古屋市中心部に到着できる鉄道網、中央自動車道、東海環状自動車道といった道路網の双方を有し、都市間の交通アクセスに優れています。この利点を生かし、大手企業の誘致に成功しているほか、都市部からの移住定住を推進しています。また、将来的にはリニア中央新幹線の開通が予定されており、更なる利便性の向上が期待されます。

多治見らしさ⑥:市民活動が活発なまち

市内の各地域では、自治会、消防団、青少年まちづくり市民会議、地域福祉協議会、ボランティア団体など、今まで築いてきた「人と人のつながり」、「人と地域のつながり」を活かしながら多種多様な共助が行われ、市民の生活を豊かにし、地域への誇りと愛着を高めています。また、市民の主体的な生涯学習活動は、地域社会の活性化につながっています。

2 人口ビジョン

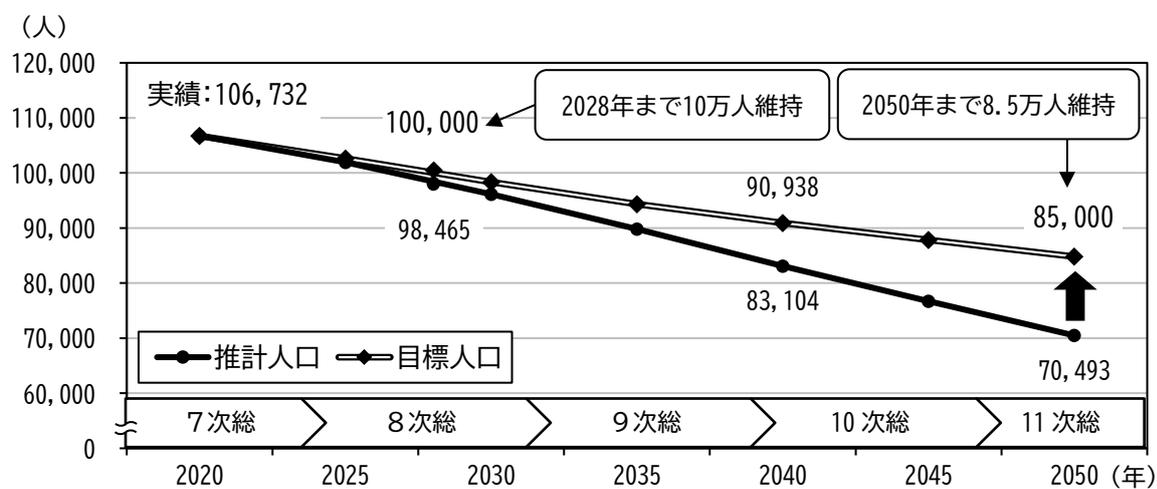
本市は、これまで総合計画や人口対策中期戦略などを通じて、人口減少の緩和を進めてきました。また、国や県においても人口減少が同様に進んでいる中、国は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、県は「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」を策定し、人口減少緩和に向けた取組を進めています。

以上を踏まえ、第8次総合計画では、次のとおり目標を設定し、国や県と連携しながら、引き続き人口減少緩和、少子化対策の取組を進めていきます。

【人口目標】

- ・長期目標として、令和 32(2050)年まで、8.5 万人維持
- ・当面の目標として、令和 10(2028)年(8次総前期計画終了時)まで、10 万人維持

図表 推計人口及び目標人口の推移



(1) 自然動態の目標

一人の女性が一生の間に産む子どもの数(合計特殊出生率)は、令和 2(2020)年現在 1.33 人です。この合計特殊出生率の目標を、県が定めている「岐阜県人口ビジョン」と同様に、令和 12(2030)年までに 1.8 人、令和 22(2040)年までに 2.07 人とします。

自然動態を改善するには、結婚・出産・子育ての希望が実現した結果として、出生率が向上することが重要です。また、家庭だけでなく、「子どもは社会で育てる」という土壌を作る必要があります。

出生率の向上は、我が国における大きな課題であり、国全体で取り組むべきものです。国や県の動向を注視し連携しながら、市の施策も展開することで少子化対策を推進します。

(2) 社会動態の目標

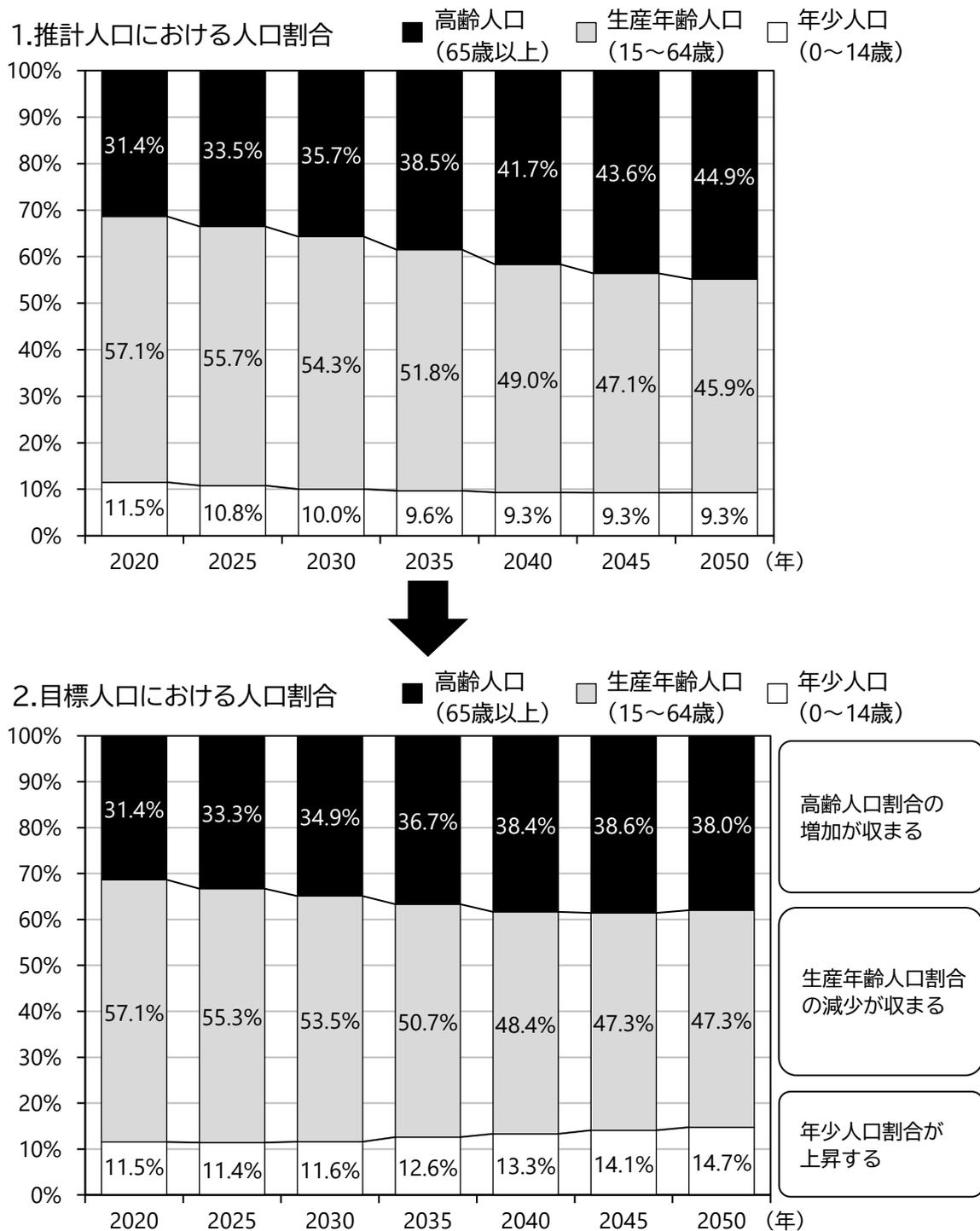
社会動態を改善するためには、転出者を抑制し、転入者を増やす必要があります。

本市では、若い世代が進学や就職を機に市外へ転出する傾向がみられるため、転出を抑制するための施策を推進します。また、子育て世代への支援はもちろんのこと、就業支援や居住支援を通じて若い世代に選ばれるまちづくりを進めます。

(3) 目標人口の達成に伴う人口割合の変化

年齢3区分人口割合推移で推計人口と目標人口を比較すると(下図)、目標人口を実現することにより、年少人口割合が上昇し、高齢人口割合の増加も収まることから、生産年齢人口割合の改善につながり、安定的な市政運営の基礎を築くことができます。

図表 年齢3区分(高齢・生産年齢・年少)人口割合推移



第5章 まちづくりの基本方針

1 第8次総合計画で目指すまちの姿



市民が主役！躍動するまち 多治見



第3章で述べたとおり、本市では現在、人口減少、少子高齢化が進行しつつあり、第8次総合計画の計画期間（令和6（2024）年度から13（2031）年度まで）中には、人口が10万人を下回る見込みです。

このような人口減少社会においても、いつまでも住み続けたいと思えるまちであり続けるためには、全ての市民が安心していきいきと生活する「市民が主役のまち」であることが必要です。

「市民が主役のまち」とは、市民が日々の生活に生きがいを感じ、自分の考えや思いを持って行動し、まちづくりに気軽に参加して意見や考えを提案できるまちのことです。

そのようなまちを目指すため、市民の幸福度やまちの活力の向上につながる施策を積極的に動かし、まちの魅力を向上させていきます。

今回の第8次総合計画では、特に子育て政策、経済政策、医療・福祉政策に重点を置き、本市に暮らす人々の幸福度の向上につながる政策を進めます。

2 政策の柱

「市民が主役！躍動するまち 多治見」の実現に向けて5つの政策の柱を掲げ、施策を進めていきます。政策の柱ごとの主な施策は次のとおりです。

(1) 子育て世代が選び、住み続けたいくなるまちづくり

子どもの笑顔は、まちに元気をもたらします。また、子どもの笑顔はおとなも笑顔にし、おとなの笑顔が子どもの心を温かくします。

全ての子どもが笑顔で暮らせるまちを目指して、保育・幼児教育や学校教育の充実、子どもへの支援体制の充実、子どもの居場所づくりを推進します。

また、希望する全ての人々が安心して子どもを産み育てることができるよう、相談支援体制の強化や経済的な支援の拡充など、子育て世代に寄り添った支援の更なる充実を進めます。

(2) にぎわいを生み出すまちづくり

まちのにぎわいは、人々の生活や心を豊かにします。これまでの伝統、技術、文化を将来につないでいくとともに、民間企業等の関係団体と連携した新たな取組や、誰もがチャレンジできる機会を充実・推進していく必要があります。

にぎわいを生み出すまちを目指して、地場産業をはじめ、市内産業への支援や企業誘致、観光誘客、農業振興の取組を引き続き推進します。また、新たなにぎわい創出に向けて、関係機関と連携した起業・創業支援の促進、インバウンド事業の推進、ふるさと納税返礼品の新規発掘を進めます。

(3) 元気で安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らし続けるためには、誰一人孤立することなく健康で安心して生活できる環境が整っていることが必要です。

元気で安心して暮らせるまちを目指して、市民の健康維持・向上のための健康づくり事業の充実を図り、健康寿命の延伸につなげます。

市内には一次医療、二次医療、三次医療の医療機関が充実し、市民の安心につながっています。安定した医療を提供していくため、引き続き、医療機関との連携や医療体制の充実に取り組みます。

また、需要の高まりがみられる介護・福祉分野では、人財確保・育成に対する支援や包括的な相談支援体制の充実に取り組み、高齢者や障がい者（児）が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

市民が安心・安全に暮らせるよう、防災対策や防犯対策を強化するとともに、引き続き地域防災への支援や避難行動要支援者の避難体制整備、消防・救急体制の充実に取り組みます。

(4) 多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり

さまざまな人々との地域活動や文化・芸術活動、スポーツなどを通じた交流やつながりは、日々の生活を豊かにします。また、多様性を認め合い、お互いを尊重し合うことで、更に交流は深まりその輪は広がります。

多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちを目指して、地域住民による交流活動やまちづくり活動、自治会活動を支援し、地域力の向上を推進します。また、人権啓発を進め、あらゆる人権の尊重と理解を促進します。

市民主体の文化・芸術活動の支援や、スポーツを楽しむ機会の創出を進めるとともに、それらを支える人財の育成、各種団体との連携強化を推進します。

(5) 持続可能で快適に暮らせるまちづくり

人口減少が見込まれる中で、将来にわたり子どもから高齢者まで誰もが快適に暮らすまちであり続けるには、社会基盤の整備や住環境の向上に継続的に取り組むことが必要です。そのためにも、まちの人口規模や財政規模に見合った公共施設・公共インフラの整備を進める必要があります。

全国的に激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、本市でも災害に備えた基盤整備、施設の耐震化を進めます。また、今後増加すると予測される空き家等の対応に取り組むことで、居住環境の向上を図ります。

人口減少社会においても持続可能なまちづくりを進めながら、移住定住施策の継続的な展開により、人口減少の緩和に向けた取組を実施します。

渋滞解消に向けた取組として、引き続き国や県と連携し、効果的な道路整備を進めます。また、多くのニーズに沿った公共交通のあり方を検討し、中心市街地と郊外地域の移動手段の確保に取り組みます。

ごみの減量・リサイクル、市街地緑化や地球温暖化対策の推進により地球環境を保全し、引き続き環境と共生するまちの実現に向けた取組を進めます。

◆政策の柱の「基盤」：行財政改革の推進

市民の利便性向上や行政運営の効率化に向けて、専門的な技術や知識を有する職員を育成し、行政サービスのデジタル化を進めます。また、行政手続のオンライン化や、利用しやすい窓口の整備により、市民の窓口負担の軽減や市民サービスの向上につなげます。

引き続き、公共施設の適正配置や長寿命化をはじめ「行政の改革」に取り組み、効率的かつ効果的な行財政運営を行います。

まちの主役である市民の声を市の施策につなげ、市民の視点に立った行財政運営を進めます。

3 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組

第3章に掲げた本市の課題は、本市に限らず全国の多くの自治体も抱えている課題であり、また、一自治体だけで解決できない課題も含まれています。

国は、デジタル田園都市国家構想総合戦略において、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、その中長期的な方向や同構想の実現に必要な施策の内容、ロードマップ等を示すとともに、自治体に対し、同構想の実現に向けた戦略の策定等を求めています。

これを踏まえ、第8次総合計画では、本市の目指すまちづくりを推進するため、本市の抱える課題をさまざまなデータを活用しながら分析し、根拠に基づく政策を企画立案（EBPM^{※1}）するとともに、国の方針に基づく各種制度を積極的に活用していきます。

※1 Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものとする。

第6章 財政の見通し（今後作成予定）

1 計画的な財政運営

2 計画期間内における財政判断指数